

(別紙5)

東京都立海上公園の指定管理者が作成するホームページについて

東京都立海上公園の指定管理者が当該業務に係るホームページ（以下「海上公園ホームページ」という。）を作成、管理するに当たっては、下記の項目を遵守すること。

記

1 次に掲げるものについては、掲載しないこと。

- (1) 法令その他規程に反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 都の方針等に反するもの
- (4) 広告（販売目的、広告収入目的のものなど）
- (5) 東京都立海上公園とは無関係なもの
- (6) その他公の施設を管理する上でふさわしくないもの

ただし、以下のものについては、海上公園ホームページに掲載することができる。

- (1) 指定管理者の構成員が持つ自社紹介のホームページ（そのトップページに限り、海上公園ホームページにリンクさせることができる。）
- (2) 指定管理者の業務に従事する社員又はアルバイトの募集
- (3) その他都が指示又は承認したもの

2 写真掲載等の個人情報の取扱いには十分留意すること。

3 利用者の視点に配慮すること。

- (1) 誰もがわかりやすく、親しみの持てるよう、表現、構図、色使い、文字の大きさ等、工夫を努めること。
- (2) 誰もが使いやすい（閲覧しやすい、検索しやすい）よう配慮すること。
（ページ又は添付ファイルが大容量で開けない、書体が特殊で文字化けす

(別紙5)

- る等といったことがないように注意すること。)
- (3) 24時間利用できること。(メンテナンス時を除く)
- 4 多言語に対応したホームページを作成すること。
- (1) 日本語以外の対応言語は英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)及び韓国語を基本とし、必要に応じて他の言語によりホームページを作成すること。
- (2) 日本語以外の言語によるホームページには少なくとも以下の項目を記載すること。
- ① 公園概要(開園年月日、開園面積、主要施設等)
 - ② 公園写真
 - ③ 位置図
 - ④ 交通アクセス
- (3) 固有名詞の多言語表記にあたって、修正すべき箇所が出た場合には速やかに対応すること。
- 5 随時、最新の内容を掲載するよう努めること。
- 6 海上公園ホームページの管理者及び問い合わせ先を明確にすること。
- 7 東京都港湾局その他関係部署及び海上公園の各指定管理者の海上公園ホームページとリンクさせること(特に都市公園については、東京都建設局のホームページにもリンクさせること。)
- 8 外部による内容の改ざんなど不正アクセスに対し、十分なセキュリティ対策を講じること。
- 9 ホームページ作成に当たり、総務省「みんなの公共サイト 運用ガイドライン」における「5 ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」に基づき、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、日本産業規格「JIS X 8341-3」の適合レベルAAに準拠するよう努めること。
- なお、適合レベルAA準拠ができない場合においても、その理由を明らかにした上で可能な限り高い目標を設定した上で、ウェブアクセシビリティ方針を定めてインターネットホームページで公開するものとする。
- 10 その他、都の指示に従うこと。